

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十六号）

（傍線部は改正部分）

改 正 案

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を次のように定める。

○ 平成十二年 月 日

国土交通大臣 林 寛子

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件

第一 建築基準法（以下「法」という。）第二十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。

- 一 構造用鋼材及び鍛鋼
- 二 高力ボルト及びボルト
- 三 構造用ケーブル、ワイヤロープその他これらに類するもの
- 四～十四 略

第二 略

第三 略

別表第一（法第二十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格）

現 行

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を次のように定める。

○ 平成十二年 月 日

国土交通大臣 林 寛子

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件

第一 建築基準法（以下「法」という。）第二十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。

- 一 構造用鋼材及び鍛鋼
- 二 高力ボルト及びボルト
- 三 構造用ケーブル、ワイヤロープその他これらに類するもの
- 四～十四 略

第二 略

第三 略

別表第一（法第二十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格）

(イ)	第一第一号に掲げる建築材料	日本工業規格（以下「JIS」という。）A五五二五 （鋼管ぐい）一九九四、JIS A五五二六（H形鋼 ぐい）一九九四、JIS E一〇一（普通レール及 び分歧器類用特殊レール）一〇〇一、JIS E一 〇二（軽レール）一九九二、JIS G三一〇一（一 般構造用圧延鋼材）一九九五、JIS G三一〇六 （溶接構造用圧延鋼材）一九九九、JIS G三一 四（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）一九九八、 JIS G三一三六（建築構造用圧延棒鋼）一九九六、 JIS G三三〇一（溶融亜鉛めつき鋼板及び鋼帶）一 九九八、JIS G三三一（塗装溶融亜鉛めつき鋼 板及び鋼帶）一九九四、JIS G三三二（溶融五 %アルミニウム亜鉛合金めつき鋼板及び鋼帶）一 九九八、JIS G三三三（塗装溶融五%アルミニ ウム亜鉛合金めつき鋼板及び鋼帶）、JIS G三 三五二（一般構造用軽量形鋼）一九八七、JIS G三三五三（一般構造用溶接軽量H形鋼）一九九〇、 JIS G三四四四（一般構造用炭素鋼管）一九九四、 JIS G三四六六（一般構造用角形鋼管）一九八八、 JIS G三四七五（建築構造用炭素鋼管）一九九六、 JIS G五一〇一（炭素鋼鑄鋼品）一九九一、JIS G五一〇一（溶接構造用鑄鋼品）一九九一又は JIS G五一〇一（溶接構造用遠心力鑄鋼管）一九
(ロ)	第一第一号に掲げる建築材料	日本工業規格（以下「JIS」という。）A五五二五 （鋼管ぐい）一九九四、JIS G三一〇一（一般構造用圧 延鋼材）一九九五、JIS G三一〇六（溶接構造用 用耐候性熱間圧延鋼材）一九九八、JIS G三一三 六（建築構造用圧延鋼材）一九九四、JIS G三一 三八（建築構造用圧延棒鋼）一九九六、JIS G三 一〇一（溶融亜鉛めつき鋼板及び鋼帶）一九九八、 JIS G三三一（塗装溶融亜鉛めつき鋼板及び鋼帶）一 九九八、JIS G三三二（溶融五%アルミニ ウム亜鉛合金めつき鋼板及び鋼帶）一九九八、 JIS G三三三（塗装溶融五%アルミニウム亜鉛合 金めつき鋼板及び鋼帶）、JIS G三三五〇（一般構 造用軽量形鋼）一九八七、JIS G三三五三（テッ キプレート）一九七九、JIS G三三五五（一般構 造用溶接軽量H形鋼）一九九〇、JIS G三三四四 （一般構造用炭素鋼管）一九九四、JIS G三三四六 （一般構造用角形鋼管）一九八八、JIS G三三 七五（建築構造用炭素鋼管）一九九六、JIS G三 五二〇一（炭素鋼鑄鋼品）一九九一、JIS G三三 五二〇一（溶接構造用鑄鋼品）一九九一又は JIS G三三五二〇一（溶接構造用遠心力鑄鋼管）一九九一

(イ)	第一第一号に掲げる建築材料	日本工業規格（以下「JIS」という。）A五五二五 （鋼管ぐい）一九九四、JIS G三一〇一（一般構造用圧 延鋼材）一九九五、JIS G三一〇六（溶接構造用 用耐候性熱間圧延鋼材）一九九八、JIS G三一三 六（建築構造用圧延鋼材）一九九四、JIS G三一 三八（建築構造用圧延棒鋼）一九九六、JIS G三 一〇一（溶融亜鉛めつき鋼板及び鋼帶）一九九八、 JIS G三三一（塗装溶融亜鉛めつき鋼板及び鋼帶）一 九九八、JIS G三三二（溶融五%アルミニ ウム亜鉛合金めつき鋼板及び鋼帶）一九九八、 JIS G三三三（塗装溶融五%アルミニウム亜鉛合 金めつき鋼板及び鋼帶）、JIS G三三五〇（一般構 造用軽量形鋼）一九八七、JIS G三三五三（テッ キプレート）一九七九、JIS G三三五五（一般構 造用溶接軽量H形鋼）一九九〇、JIS G三三四四 （一般構造用炭素鋼管）一九九四、JIS G三三四六 （一般構造用角形鋼管）一九八八、JIS G三三 七五（建築構造用炭素鋼管）一九九六、JIS G三 五二〇一（炭素鋼鑄鋼品）一九九一、JIS G三三 五二〇一（溶接構造用鑄鋼品）一九九一又は JIS G三三五二〇一（溶接構造用遠心力鑄鋼管）一九九一
(ロ)	第一第一号に掲げる建築材料	I JIS G三五二五（ワイヤロープ）一九九八又は JIS G三五四六（異形線ロープ）一〇〇〇又はJIS G三五四六（異形線ロープ）一〇〇〇

別表第二 略	別表第一 第一第四号に掲 げる建築材料と 第一第十二号に 掲げる建築材料	略
-----------	--	---

別表第三 略	別表第一 第一第四号に掲 げる建築材料と 第一第十二号に 掲げる建築材料	略
-----------	--	---